

平成24年第4回玉名市農業委員会総会議事録

平成24年4月27日（金）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 寺田 誠一 | 2番 | 東 令佐 | 4番 | 三原 一男 | 5番 | 星野 泉 |
| 6番 | 永田 知博 | 7番 | 島村 隆雄 | 8番 | 永田 達三 | 9番 | 奥村 隆一 |
| 10番 | 坂西 孝之 | 11番 | 嶋田 清人 | 12番 | 本田多美子 | 13番 | 丸山 近信 |
| 14番 | 田尻 敏夫 | 15番 | 西木 美津子 | 16番 | 河野 征史 | 17番 | 取本 一則 |
| 18番 | 栗田 稔 | 20番 | 原口 邦弘 | 21番 | 堀本 義寛 | 22番 | 小路 修三 |
| 24番 | 吉田 道子 | 25番 | 柴原 豊 | 26番 | 松下 善伸 | 27番 | 杉本 征子 |
| 28番 | 松村 毅一 | 29番 | 小澤 一成 | 30番 | 中尾 新一 | 31番 | 塚本眞由美 |
| 32番 | 田中 正司 | 33番 | 岡本 大助 | 34番 | 早高 義徳 | 35番 | 平野 和昭 |
| 36番 | 藤川 賢一 | 37番 | 石本 和成 | 38番 | 小田 募 | | |

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

3番 西川 英文 19番 田上 一 23番 木村 勝

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 係長 二階堂 正一郎
主任 宮田 正文 主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 19号 農地の買受適格証明願（耕作目的）について
第 20号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 21号 農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 22号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 23号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 24号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 25号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 11号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 12号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 定刻になりましたので、ただいまより総会を開催します。

現在の出席委員は38名のうち、田上委員、木村委員、西川委員、3名の方から欠席の届け出が出ております。35名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成24年第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、会長挨拶をお願いします。

○会長（寺田誠一君） 皆さんこんにちは。

本日は大変忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございます。

議事に入ります前に皆様方にご紹介がございます。4月1日に職員の異動の発令がございまして、先般3月31日で定年退職されました立川係長の後任として、今回新たに、二階堂正一郎さんが就任されることになりましたので、本人からご挨拶をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○係長（二階堂正一郎君） みなさん、こんにちは。4月の異動で農業委員会の方に配属になりました二階堂と申します。よろしくをお願いします。

転用4条、5条の方を担当ということになりました。頑張りますのでよろしくをお願いします。

（拍手）

○局長（永井正治君） 今、係長の方から4条、5条の担当ということでありましたけれども、一部、担当が変わっております。以前、宮田君が4条、5条の転用はしてございましたけれども、今回、4月から二階堂係長になりました。そして、3条関係の仕事を、宮田君が引き継ぐということになりましたので、よろしくをお願いします。

-----○-----

○会長（寺田誠一君） では、早速でございますが、議事に入りたいと思っております。本日の議案は、議第19号より議第25号までの65件と、報告19件が提案されております。慎重なる審議よろしくをお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） 本日の議事録署名委員は、33番、岡本委員と34番、早高委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第19号、農地の買受適格証明願（耕作目的）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議案の1ページをお願いします。

議第19号、農地の買受適格証明願（耕作目的）について。下記とおり公売に付される農地の買受適格証明願いを承認するものとする。平成24年4月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、横島町の願出人で、公売物件が横島町の畑、16,721㎡です。願出人の経営面積は、5,849㎡でミニトマト栽培をされております。入札日が6月1日です。開札日は6月1日で、入札終了後即時となっております。附帯決議として先に記載しておりますけれども、買受適格証明の交付を受けた者が、最高価買受願出人又は次順位買受願出人となり、3条許可申請が提出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものとする、という附帯決議が付きますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、説明が終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○29番（小澤一成君） この人は、ミニトマトを栽培しており、規模拡大を考えておられます。買受適格者として特に問題はないと判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） ただいま担当委員からの説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。

○28番（松村毅一君） ちょっとよかですか。

○議長（寺田誠一君） はい、どうぞ。

○28番（松村毅一君） この物件は、横島では非常に注目されている物件ですもんね。事務局の方も知っておられるわけですが、私、1点を確認したいのですが、申請願は5月10日までかな。それでこの10日以降は、もう絶対受け付けませんか。そこは確認したいと思うわけですがね。

○事務局長（永井正治君） 今回は5月10日締め切りということでなってますんで、それ以降受け付けはしません。

○28番（松村毅一君） わかりました。市政だよりも書いてあってですね、それから受けたって、何かほ、問題の起きやせんかと思ったっですたいね。はい、じゃ、わかりました。

○議長（寺田誠一君） 他にございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見がないようですので、採決に移ります。

農地の買受適格証明願（耕作目的）について、原案どおり承認することに異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第19号は承認することに決定をいたしました。

○議長（寺田誠一君） 次に、議第20号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第20号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成24年4月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,910㎡他2筆、計8,615㎡を、子へ一括贈与するものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田534㎡を、子へ贈与するものです。

3番、小浜の申請人で、申請物件が小浜の田861㎡他1筆、計1,734㎡を、規模拡大によるものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田819㎡を、子へ贈与するものです。

5番、宮原と天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,523㎡を、労力不足と規模拡大による売買です。

6番、川島の申請人で、申請物件が川島の田3,428㎡他7筆、計11,084㎡を、子へ一括贈与するものです。

7番、小島の申請人で、申請物件が小島の畑438㎡を、相手方の要望と耕作便利による売買です。

以上7件、24,747㎡をご提案申し上げております。

農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） はい、説明が終わりました。受付番号1番より順次、関係委員からの説明をお願いいたします。

1番お願いします。

○27番（杉本征子君） 申請人は同一世帯でありまして、今回、譲渡人が農業者年金を受給するために、農業後継者にこの債務を一括贈与するということでしたので許

可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい。次、2番お願いします。

○35番（平野和昭君） 渡人、受人は親子でありまして、権限移譲による子への贈与です。問題なく許可相当だと判断いたしております。

○議長（寺田誠一君） はい。次、3番。

○4番（三原一男君） 申請人は譲受人のみとなっておりますが、申請物件については、かつて判決が下っているため単独申請が可能となっております。申請人の下限面積は3,136㎡と50アールに至っておりませんが、この物件に合わせて、賃貸借権を設定される農地を合わせますと下限面積を満たしていますので、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） はい。次、4番。

○37番（石本和成君） 譲渡人、譲受人は親子で、子への贈与ということで許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい。次、5番。

○32番（田中正司君） これも書いてあるように、労働不足と規模拡大ということでございます。何も問題なく許可相当です。

○議長（寺田誠一君） はい。次、6番。

○9番（奥村隆一君） 子への一括贈与で、同居でありますので問題ございません。7番は受人が80歳で高齢でございますけれども、息子さんも同居しておられますので、耕作便利、ちょうど隣接してございますので許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい。担当委員の説明が終わりました。他に、ただいまの案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○28番（松村毅一君） よかですか。

○議長（寺田誠一君） はい、どうぞ。

○28番（松村毅一君） 一括贈与について、お尋ねします。長年親子で暮らしていればいろんな摩擦もあって、親子げんかもする可能性のあったものではないか。その時、一括贈与の解約ができるかどうか、どがんですかね。

○事務局次長（西村則義君） 一括贈与してあれば、もう子どもさんの名義になっていると思いますので、その取り消しはできません。

○28番（松村毅一君） できん。

○事務局次長（西村則義君） 取り消しはできません。また戻す、また贈与になると思いますけど。

○議長（寺田誠一君） 他に、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第20号は許可することに決定をいたしました。

次に、議題21号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第21号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年4月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,601㎡を、労力不足と規模拡大により平成24年5月1日から3年間の契約をするものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,182㎡他4筆、計10,604㎡を、農業廃止と規模拡大により平成24年5月1日から5年間の契約をするものです。

3番、小浜の申請人で、申請物件が小浜の田355㎡を、相手方の要望と規模拡大により平成24年5月1日から5年間の契約をするものです。

4番、伊倉南方と天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地976㎡他1筆、計1,464㎡を、相手方の要望と規模拡大により平成24年4月27日から5年間の契約をするものです。

5番、阿蘇郡西原村と下の申請人で、申請物件が下の田942㎡を、労力不足と規模拡大により平成24年5月1日から5年間の契約をするものです。

以上5件、14,966㎡をご提案申し上げております。

農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） はい、説明が終わりました。受付番号1番より順次、関係委員の説明をお願いいたします。

○34番（早高義徳君） 労力不足と規模拡大により契約でございます。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○18番（栗田 稔君） 廃止の方は昨年度亡くなられて、息子さんが継がれたんですが、農業はされませんので、農業廃止と規模拡大ということです。許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○4番（三原一男君） 相手方の要望と規模拡大の5年契約で何も問題はありません。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○37番（石本和成君） 相手方の要望と規模拡大ということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、5番。

○13番（丸山近信君） 13番、丸山です。貸人の労力不足と借人の規模拡大ということで、特に問題ないと思います。許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 担当者の説明が終わりました。他に、ご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他に、ご意見、ご質問がないようですので、採決に移ります。農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第21号は許可することに決定をいたしました。

続きまして、議題22号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第22号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年4月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、河内町の申請人で、申請物件が天水町の畑4,195㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年7月1日から10年間契約をするものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,027㎡他6筆、計16,025㎡を農業者年金受給に伴う後継者変更で、平成24年5月1日から10年間契約をするものです。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田277㎡を、労力不足と耕作便利により平成24年5月1日から10年間契約をするものです。

4番、大牟田市と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,373㎡を労力

不足と規模拡大により平成24年5月1日から5年間契約をするものです。

以上4件、22,870㎡をご提案申し上げております。

農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） はい、説明が終わりました。受付番号1番より順次、関係委員からの説明をお願いいたします。

○35番（平野和昭君） 親子で農業者年金の受給、再設定ということで問題はなく、許可相当です。

○議長（寺田誠一君） はい。次、2番。

○28番（松村毅一君） 貸人の方の息子さんが、本年亡くなられましたので、孫さんに貸人の変更をするということでございます。農業者年金受給のための申請でございます。何ら問題がないと思いますので許可相当です。

○議長（寺田誠一君） はい、次、3番。

○20番（原口邦弘君） 貸人、借人の労力不足と耕作便利です。借人の方80歳ですけども、まだ元気ばりばりでやっていますので何も問題ありません。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○29番（小澤一成君） 労力不足と規模拡大ということで何ら問題ありません。

○議長（寺田誠一君） ただいま関係委員の説明が終わりました。これらの件につきまして他に、ご意見、ご質問ございませんか。

○36番（藤川賢一君） 尋ねてよかですか。

○議長（寺田誠一君） はい、どうぞ。

○36番（藤川賢一君） まず、2番ですたいな。息子さんが亡くなられた場合は、もうすぐに流れはそのよかつでしようかね。

○事務局次長（西村則義君） 問題ないです。

○36番（藤川賢一君） 問題なかつですか。

○事務局次長（西村則義君） はい。

○36番（藤川賢一君） はい、わかりました。

○議長（寺田誠一君） 他に、ご質問、ご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） それではないので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(寺田誠一君) はい。異議がないものと認め、議第22号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議題23号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 議第23号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年4月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が秋丸の田595㎡他1筆、計1,297㎡で、転用目的が2棟12戸の共同住宅及び20台分の駐車場でございます。農地区分は都市計画法に規定する農用地区域外の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岱明町の田647㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は農業工業造地の代表となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。申請地は農用地区域でございます。現在5月1日までの広告縦覧中でございます。5月10日ぐらいには許可決議が完了の予定でございます。

以上2件、1,944㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、1番については不都合がないものと判断しました。2番につきましては面積要件をクリアしてはおりませんが、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(寺田誠一君) 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

本来は、西川委員の予定でございますけど、本人が法事のためにどうしても出席ができないということでございますので代理で申し訳ございませんけど、説明させていただきます。

1番につきまして、ただいま事務局から説明がございましたように、この場所は市道秋丸・立願寺線の沿線に沿っている場所で、近くは県の振興局、あるいは市民会館、あるいは将来市役所が建設される、公共施設に近い住宅化が進んでいる地域ではございます。申請人は老後に備えて農業以外の収入を確保するために共同住宅を2棟12戸の建設と、駐車場20台を建設するものです。上下水道は、すでに貫通して問題はないと思います。現場の造成につきましてはもうすでに、土まきがその私道を建設したときに積み上がっておりまして、ブロック積みにより土砂の流出も十分防ぐ計画のようでございます。従いまして、何ら問題なく許可相当と判断を

いたしております。

次に、2番につきまして説明をお願いします。

○22番（小路修三君） 申請地は農用地域除外手続きの中の農地であります。今回転用許可申請の面積が647㎡となっており、500㎡を上回っております。また、事務局の調査では農用地域除外申請のときの市と県との協議の中で何点か認識の違いがあるように思われますので、もう少し調査が必要ということと、面積の調整が必要ということで、今回は許可相当とは言えません。保留が相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） はい。委員の説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○5番（星野 泉君） 保留の場合、どがんなつとですか。

○事務局次長（西村則義君） 大体、許可相当か許可不相当か判断せんといかんと思いますが、その判断ができないということならば、もう保留しかないんだろうと思います。それで保留になった場合、今、農業委員さんから説明があったとおり面積の調整、それから市、県、本人さんとの認識の違い、そのあたりの調整が出てくると思いますので、その調整ができたならば再度提案ということになると思います。

○17番（取本一則君） 県、市、本人の認識の違いって、県はどがん思つとる、市はどがん思つとる、本人はどがん思つとる、どがん違うとですか。

○事務局主任（宮田正文君） 事務局より2番の補足説明をさせていただきます。まず、農振協議会の方で、話し合われて、今農振除外の広告チラシになっております。それで、そちらについてその協議会で話し合われたことというのが、もちろん647㎡ということで面積が広いということになっておりまして、実はその県との協議の中で、この赤い点々のところ、こちらについて3m株の33mになっておりまして、これを合わせると99㎡になります。それでこちらを引けば550㎡未満ということで一般の住宅としては農地法の中では建てられるんですが、その3mというところが、ここが県と市と個人さんのちょっと認識の違いということで、実は県としては、この3m引いたところの、この部分を3m引いたところのこちらに擁壁を打つということで、ここはもう面積としてカウントできないので、家を建てる面積とは妥当ということで捉えられていたということなので、市と本人さんの話の中では、個人さんとしては、この水路から1m引いたところに擁壁を打って、そのあと残りの2m部分を引いてから、そちらには何も建物等の工作物は建てませんということで、3m引いたところでカウントして550㎡以内ということでの認識ということで、ちょっとここで食い違いが出てきております。ただ、農業委員会の方としましては1m引いて擁壁されたとして、残り2m、これを面積にカウントすることとはならないということで判断することはちょっとできないと考えられます。です

から、擁壁の境界の意見の相違で協議をするということになっております。

○17番（取本一則君） ちょっといいですか。

○議長（寺田誠一君） はい、どうぞ。

○17番（取本一則君） これは、県がたい、あの500㎡という面積だけ言うわけかい。面積が550㎡ぐらいすんならよかて。

○事務局次長（西村則義君） そういうこっです。

○17番（取本一則君） まあ、単純な話たい。

○事務局次長（西村則義君） そういうこっです。

○17番（取本一則君） 田をあんた500㎡ぐらいすつとば、そけきて買うたときが何百万円かかってすれって言うわけじゃろたい、擁壁ば。もしするなら、県の農振の方で許可しますよと、OKしますよというような条件付けて。あの土地は個人のもんであって、2mばかり下がっても、トラクターもなんも敷きもできんわけたい。管理のでけんわな。

○事務局長（永井正治君） まあ、農振のときのあれが、要は3m引いて建物を建てるというのと、3m境界から引いて擁壁を打つというのと、ちょっと認識の捉え方ばってん。

○17番（取本一則君） 構造物せにゃんちゅうのは金かかるもんな。

○事務局長（永井正治君） 建物を引くだけだったらですね、今度は5m引くとなると5m分が転用の許可しないという話になるんですが、きりんなかという話で、今、一番言いよつとです。だけん、建物引くのは何m引こうが面積うんぬんには関係ないということで、今、うちは引継ぎをしよつとです。

○17番（取本一則君） 県な、何でそがん。

○事務局長（永井正治君） それで、うちの方としては、一応、もうこの問題は現場から見てもらって、土地は分筆してないと。それで、ほぼ500～550㎡の間で分筆してくださいと。

○17番（取本一則君） そんな土地を畑んでんよかもんね。

○事務局長（永井正治君） 一応、大体、地主さんと県の方の分筆で、農振の問題がありますので、そこの調整をもう少し時間をかけてしていきます。

○17番（取本一則君） 県は、面積だけ言いよつとですか。

○事務局長（永井正治君） 面積です。

○17番（取本一則君） 面積だけ。

○事務局次長（西村則義君） ちょっとですね、県も4月1日で担当者が転勤で。それで、その辺の農振のやり方も新しい方の引継ぎもないような状況でありますので、もうお互いに目をつぶるところはつぶって、もう分筆で行きましょうという話で、

今、調整はやっていますので、もう少し時間がかかるかもしれません。一応、今回は保留にして一度下げたいということで。

○議長（寺田誠一君） ただいま説明されました原案について、検討、またの委員会との調整を合わせた結果、近々結論も出ていくんじゃないかと思imasので、それを待つということにして、今回、保留することにご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） それではないので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可することに、意見決定することに異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第23号は2番を除く案件について、許可相当と意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議題24号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第24号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年4月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、この物件は平成24年2月の総会で保留となった物件です。申請物件が大浜町の田1,249㎡で、転用目的が貸資材置場です。農地区分は住宅の連担する地域に隣接する農地で第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

2番、賃貸借での物件で、申請物件が立願寺の畑158㎡で、転用目的が駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑456㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は集山間地域に存在する農地で第1種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が三ッ川の畑1,848㎡で、転用目的が食品加工工場です。農地区分は中山間地域に存在する農地で第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が両迫間の畑107㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は住宅の連担する地域に隣接する農地で第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

6番、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑276㎡で、転用目的が個

人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が大浜町の田2,464㎡で、転用目的が釣り堀池です。農地区分が農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

以上7件、6,558㎡をご提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げます。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） はい、説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

○6番（永田知博君） 1番について説明をいたします。これは、先ほど事務局の方からの説明にございましたとおり、2月の10日に上がっておりました転用の許可申請でございます。その後、その周囲の住宅の方々と本人、この申請者との間での和解と言いますか、双方からのお互いに話し合いの結果、地元も了解ということで、資材置場として転用を認めるという形になりましたので、何の問題もないと確信いたしましたので、許可相当であると判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、2番、3番を説明いたします。

2番につきまして説明いたします。賃貸借人は、現在、事務所及び貸店舗を建設しており、ほぼ終了でございます。場所は、この市道のバイパスに上がっていく交差点の右の方に建設されているものであって、すでに事務所内、あるいは2階には警備会社がもうすでに工事も完了しておるようでございます。そのために、これの駐車場が不足いたしますので、職員の並びに、あるいはお客様の駐車場を広くするために、道路を挟んだ申請地に貸店舗及び自社の駐車場を利用する計画でございます。造成する必要もなく、特に砂利を、材石を入れて整備をするわけでございますので、何ら問題なく許可相当と判断をいたしております。ちなみに、平成22年5月21日に店舗及び駐車場というものは、すでに農地法5条で許可を受けているところでございます。

次に3番でございます。3番につきましては、譲受人が、夫婦で現在勤務されている社宅に住まわれておりますが、個人住宅をどうしても欲しいということで物件を探しておりましたところ、今回の場所に是非そこに住みたいというふうなことで、個人住宅を新築されるものでございます。周囲は、非常に住宅化が現在進んでおりますけど、比較的静かなところでございます。大規模な造成の必要もなく、周辺農地への影響もないので許可相当と判断をいたしましたわけでございます。

以上でございます。

次に、4番をお願いします。

○16番（河野征史君） 建設地は受人の方のすぐ入口の横でございまして、卵加工の施設なんか工場をつくるわけですが、土地がかなり広うございまして、1,848㎡のうちの540㎡が建設されるわけです。そして、生活雑排水なんかは合併浄化槽でしまして、風呂の周りが全部ユニットで、全然よその土地に全然行かんような形にU事工で全部回して、合併浄化槽の排水とユニットの排水とそこに池を掘って、貯蔵地を作って、流させるわけたい。それで、入り口なんかは、今、個人の道路がありまして、そこが2mほどあると思いますが、これを4mほどに広げるとなかなか狭いわけです。この県道から敷地内に入るように形を作られます。それで、近所には家もなく、何も問題ないと思います。ただ、1つ問題なのが県道に出す、その排水合併浄化槽の水なんかを、県道に流すような形にもっていかんと、排水できないわけです。それは、今、県と交渉中でございまして、これが話が見えれば問題ないと判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、5番。

○15番（西木美津子君） 譲渡人は譲受人のお父さんです。隣接する地域には、被害防除はありません。排水については、自然排水です。申請地の入口には、宅地及び申請人の所有地の農地であり、転用し宅地拡張をいたしました。調査の結果、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい次、6番。

○20番（原口邦弘君） 個人住宅の申請でございまして。借人、貸人は親子関係になります。現地は、申請人の土地に隣接しております。転用面積は276㎡でございまして。現在の倉庫約100㎡を解体して、その後に個人住宅を建設するものでございまして。給水は市の上水道を使用し、排水は下水道に接続するということです。申請地は住宅地でありますので、特に影響はないという判断をいたしました。許可相当と認めます。

○議長（寺田誠一君） 次、7番。

○6番（永田知博君） 7番についてご説明申し上げます。申請地は釣り堀ということで、申請が上っておりますけれども、渡人も高齢でありまして、もう現在も放棄地という形で、結構雑草が繁茂しておる状態であります。そこを、その受人が釣り堀にして使用するということでの申請でございまして。結論から申し上げますと、何の問題もないという結果ではございますけれども、その前に24日に事務局、そして地元農業委員の立会いのもと現地調査を行いましたけれども、特に問題はないという結果でございました。事業計画を添付してございまして、ちょっと紹介してみ

たいと思いますけども。まず、土地の選定の理由というところで、今現在カラオケとかバッティングセンターとか、またゴルフ、チャットマットゴルフですかね、そういう、それからコインランドリーなどの事業をやっておられるすぐ隣接地でございます。事業の目的といたしますと、既存の施設と併用することにより一層の地域の住民の生きる生活を豊かに資するものと考え、計画をしたということでございます。そして、面積は2,464㎡でございますけれども、土地の、これは30cmほどの掘削をして周囲に土手を築いて、そこに水を張って魚を入れての釣り堀の設計でございます。周囲の農地に対しても何ら問題はないと思われます。以上の件で許可相当であると判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、担当委員の説明が終わりました。他に、ご質問、ご意見はございませんか。

○28番（松村毅一君） ちょっとよかですか。

○議長（寺田誠一君） はい。

○28番（松村毅一君） あのさ、これは場所はいまある所の？

○6番（永田知博君） はい。

○28番（松村毅一君） あそこですか。

○6番（永田知博君） そうです。今ですね、カラオケの施設が建つとるですたい、その。

○28番（松村毅一君） 南側。

○6番（永田知博君） ええ。あそこに釣り堀って、もう水源も30cmぐらい掘って、全部じゃないけど、そこに今してあったわけですね。

○28番（松村毅一君） はあはあ。

○6番（永田知博君） それが、無断転用だったらしいとですよ。それで、の奥の方にこの放棄地ですけども2,464㎡も荒地があるわけですよ。そこに、それはもう返して、新たに釣り堀を作るということです。

○28番（松村毅一君） なら、今ん釣り堀は田んぼに戻して。

○6番（永田知博君） はい。もう現状に戻して地主に返すと言う。

○議長（寺田誠一君） 何も、他にご意見ございませんか。

○36番（藤川賢一君） 1番などがんふうな和解、話し合いになったらるか。

○6番（永田知博君） 前回、地元の納得を得てもらわんと農業委員会としても、地元の農業委員としても、こりゃあ賛成と言うわけにはいかんということで、待っていたんです。13件とか隣接の住民の方から、承諾書を印鑑もろて、石の他は置きませんということで、そんならよかですたいということで、みんなは印鑑ば押しなつたです。そんならもう何も反対するあれもないし、和解という流れになりま

した。

○議長（寺田誠一君） 他にございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに、異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第24号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第25号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第25号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成24年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成24年4月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。14ページから17ページまでの39件の集積です。所有権移転が5件の8,685㎡、利用権設定が34件の111,970㎡で、合計39件の120,655㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） はい、事務局から説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第25号は意見決定することに決定いたしました。

続きまして、報告第11号より第12号まで事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 18ページをお願いします。報告第11号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及

び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成24年4月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は17件の解約の通知を受理しております。

続きまして、23ページをお願いします。報告第12号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成24年4月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は2件の届けを受理しております。2件とも盛土をして畑として利用するものでございます。

以上、ご報告を終わります。

○議長（寺田誠一君） 事務局より報告が終わりました。ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） 慎重なる審議まことにありがとうございました。これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時00分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成24年4月27日

玉名市農業委員会会長

寺田 誠一

農 業 委 員

岡本 大助

農 業 委 員

早高 義徳